

市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか

## 延岡市市民協働まちづくり指針



延岡市

## 目 次

はじめに	1
■延岡市「市民協働まちづくり指針」の策定について■	2
1. 指針策定の趣旨	2
2. 「市民活動」等の定義	2
(1) 「市民活動」	2
(2) 「市民活動団体」	3
(3) 「市民協働」	3
3. 市民協働によるまちづくり	4
(1) 市民協働の意義	4
(2) 市民協働の原則	5
(3) 市民協働の役割分担	5
延岡市“協働”五ヶ条	8



## はじめに

市民協働の推進にあたっては、平成 19 年 6 月、本市における市民活動団体代表者、有識者そして行政による「市民協働まちづくり会議」を設置し、合計 7 回の会議の中で市民活動のあり方や市民と行政との“協働”をすすめる環境づくりについて検討を行ってきました。

そして、その会議の中で「私たちがめざす“市民の汗が輝く”延岡市のまちづくりは、誰かから何かを与えられることを期待したり、要求することによってつくるまちづくりではなく、また、私たちが延岡市に暮らすことで得ることのできる快適さは、私たち自身が創り出していくものである。」というご提言をいただきました。

本市といたしましても、個人の価値観やライフスタイルが多様化している現代社会においては、行政に寄せられるニーズもますます多様化・複雑化していることから、「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」を目指し、第 5 次長期総合計画・前期基本計画を平成 20 年 3 月に策定いたしました。この計画の中におきましては、本市経済を活性化し、併せて市民生活の快適性の向上を図るという戦略的な視点のもと、市民協働によるまちづくりを重要な柱の一つとして、市民力を活かしたまちづくりを進めているところでございます。

このような中、本指針は、市民協働まちづくり会議に参加していただいた市民の皆様が「延岡市の目指す姿」や市民活動の推進、市民協働に関する具体的な方策などについて、まとめた提言書を基に検討を重ね、市民の皆様のご意見を反映させたものであり、文字通り市民の皆様と行政とが“協働”して作成したものです。

この“市民協働”で作成した指針を基に延岡市は、今後「市民協働」型市政をさらに推進し、市民の皆様とともに賑わいのある元気な延岡を目指します。

会議に参加していただいた多くの市民の皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

平成 21 年 11 月

延岡市長 首藤 正治



## 1. 指針策定の趣旨

少子高齢化や高度情報化の進展など社会情勢は変化し、市民ひとりひとりの豊かさの概念もまた変化をはじめています。そのため行政への市民ニーズも複雑、多様化してきており、これまでのような公共的サービスのすべてを行政が担うことが難しくなってきています。一方で、価値観の多様化は、市民社会の成熟化をもたらし、自己表現や生きがいの場として福祉や環境、まちづくりなどさまざまな分野で、自主的に公益的な活動（市民活動）を行い、社会参加、地域貢献する人々の増加にも繋がっています。

そこで、このような市民活動を行う団体を「新たな公共」として地域社会が認知し、活用することで、本来まちづくりの主役である市民と行政が対等な立場で連携、協力しあう協働によりまちづくりを進めていき、活力あるまちにしていく取り組みは全国的な広がりをみせています。

延岡市においても数多くの市民活動が展開され、中でも福祉や教育、環境や防災、文化、スポーツなどの公共的分野で、多くの成果をあげており、今後ますます地域社会の中でのその役割が大きくなっていくと考えられます。

今後、市民協働をさらに推進し、現在、抱えているさまざまな地域の課題を解決していく「市民協働型市政」を推し進めるためには、市民としてまちづくりにどのように参画できるか、行政として協働のまちづくりをどのように進めていくか、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、覚悟を持って取り組むための基本的な考え方（指針）を明確にする必要があり、策定するものです。

※この指針の中の「市民」とは、延岡市に暮らし、学び、働くなど全ての人をいいます。

## 2. 「市民活動」等の定義

### (1) 「市民活動」

「市民活動」とは、市民の自主的・自発的な意思に基づき、市民生活の向上を目的とした、非営利の公益的な活動を指し、具体的には、以下の①から⑥の要件を満たし、かつ、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）第2条第1項に規定する17の活動を指すこととします。

- ① 市民の自主的・自発的な活動であること。
- ② 市民に対して開かれた活動であること。
- ③ 営利を目的としない活動であること。
- ④ 不特定多数のもの利益や社会の利益に寄与することを目的とした活動であること。
- ⑤ 継続的に行われる活動であること。
- ⑥ 宗教・政治・選挙活動を目的としない活動であること。

※ ボランティア（奉仕）活動や個人による公益的活動、区等の地縁型組織（地域活動団体）による活動、グループ・団体などの任意組織による活動も含まれます。

#### ◇参 考

##### ◆特定非営利活動促進法◆

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

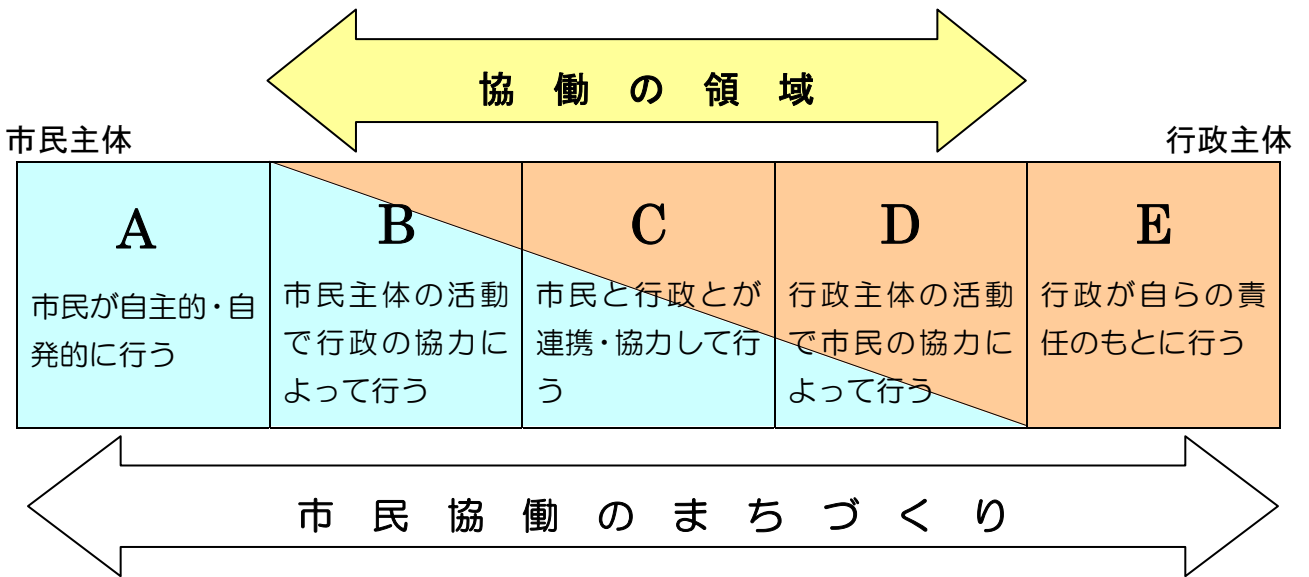
## （2）「市民活動団体」

「市民活動団体」とは、市民活動を組織的かつ継続的に行うグループ・団体のことであり、特定非営利活動促進法により規定された団体（NPO法人）をはじめ、区や自治公民館組織、子ども会などの地縁型組織や継続的に社会貢献活動を行っている団体を指します。

## （3）「市民協働」

「市民協働」とは、市民、事業者や行政などの地域社会を担う多様な主体が対等な立場で、それぞれの目的の実現や共通する課題を解決し、よりよいまちをつくるため、相互に尊重しあい、お互いの特徴を活かして、連携・協力していくことをいいます。

※市民と行政の協働領域について



- A：市民が自主的・自発的に行う領域（地区の行事、地区の清掃、ボランティア活動など）
- B：市民主体の活動で行政の協力によって行う領域（各種補助事業などを活用した事業など）
- C：市民と行政がそれぞれの主体性をもとに連携・協力し行う領域（イベント実行委員会など）
- D：行政主体の活動で市民の協力によって行う領域（各種行政計画の策定の市民参加など）
- E：行政が自らの責任のもとに行う領域（各種公共事業など）

### 3. 市民協働によるまちづくり

#### (1) 市民協働の意義

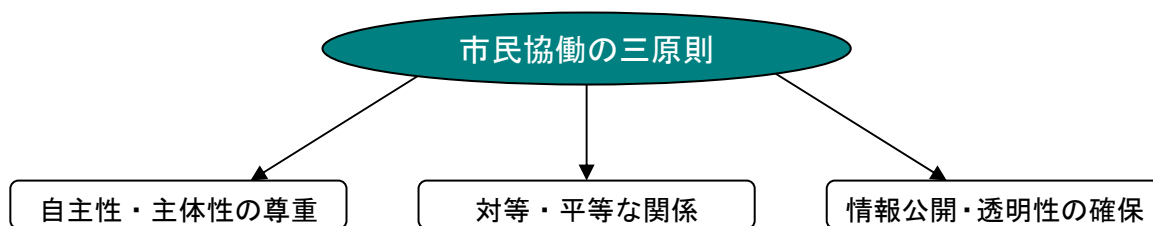
市民協働によりまちづくりを行う意義は、市民、事業者等や行政などそれぞれの主体が同じ視点で、延岡という地域に対する誇りと愛着を持ち、次の世代によりよい郷土をつなげていくために、「ここにいるのも、何かの縁」という想いのもと、ともに助け合い、支えあっていくことにあります。

そのためにすべての主体は、それぞれの違いを理解し、違いを認め、自覚と覚悟を持って積極的にまちづくりに参加・参画していく必要があります。



## (2) 市民協働の原則

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、市民協働のまちづくりを推進していくには、原則として次のような姿勢が必要です。



### ① 自主性・主体性の尊重

市民協働によるまちづくりに参加する全ての市民と行政は、常にお互いの自主性と主体性を尊重して行動します。(お互いの『やる気』を大切に)

### ② 対等・平等な関係

市民協働によるまちづくりに参加する全ての市民は、お互いに対等・平等であるとともに、また行政とも対等・平等なパートナーとして行動します。

(特別扱いや蚊帳の外は『ダメ』)



### ③ 情報公開・透明性の確保

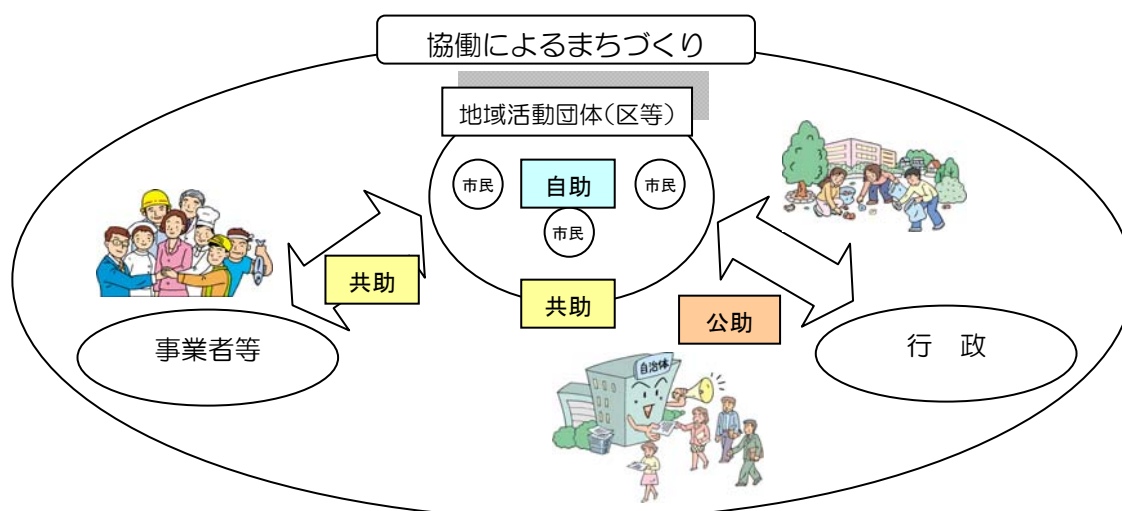
市民協働によるまちづくりは、その過程に関わる情報が常に公開され、透明性を確保された中で行われることが必要です。(市民と行政との『情報の共有』が重要)

## (3) 市民協働の役割分担

地域社会は、自分たちの地域を良くするため、自分でできることは自分でい、また地域住民で助け合い(自助・共助)、地域でできないことは行政が行う(公助)という役割分担で成り立っており、今後、さらに充実した地域社会を実現するためには、自助・共助・公助の役割分担を明確にし、市民協働を進めていく必要があります。

市民協働におけるそれぞれの主体の役割分担は、以下のようになります。

### ※市民協働の役割分担イメージ



## ① 市民の役割

### 自助

市民：「自分たちでできることは、自分たちで行う」というまちづくりの主役としての自覚と覚悟により、区に加入するなど地域活動や市民活動に積極的に参加し、主体的にまちづくりに関わり、自らの暮らしをより良いものとするよう努めます。

- 区など地域活動への参加
- 市民活動への参加
- まちづくりに関する情報の収集 など



地域活動団体（区・自治公民館組織等）：地域の特性を活かし、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努め、地域の課題を市民同士が助け合い、解決していくなど住民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすよう努めます。

- 住民間の交流
- 地域の課題解決への取り組み（自主防災組織や消防団等） など

### 共助

市民活動団体：自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、自己責任の下、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努め、また、広く市民に対してその活動が理解されるよう努めるとともに、自己実現の場や社会参加の機会を提供するよう努めます。

- 活動の強化推進
- 活動の場の市民への提供 など

事業者等：地域社会を構成する一員として、市民協働によるまちづくりに関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めます。

- 市民協働への理解
- 地域社会への貢献活動 など



## ② 行政の役割

行政：組織間の連携強化を図るとともに、市民や市民活動団体等と連携し、効率的・効果的な行政運営に努めるのはもちろん、個々の市民や市民活動団体等では解決できない課題の解決、また市民協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境等の整備、財政的な支援等の施策を総合的かつ計画的に実施し、また、市民活動の意義について広く啓発するとともに、積極的な情報提供により、市民協働によるまちづくりの推進に向けた意識の高揚を図るよう努めます。

### 公助

#### ○市民協働の啓発・推進

(協働意識の共有への取り組み、市民参加機会・広聴機能の充実、市民協働に向けた行政の推進体制整備、連携と役割分担によるまちづくり)

#### ○市民活動の支援

(市民活動拠点の整備・運営支援、市民活動への財政的な支援、市民への情報提供の推進、人材・団体の育成) など

◇この指針は、「市民協働まちづくり会議」に参加した皆様とともに、本市が「市民協働によるまちづくり」を推進していく上で必要な基本的な考え方や推進方法をまとめたものです。この指針がまちづくりについて考えてみる、そして参加してみるきっかけになればと考えます。また、必要があれば随時見直していくこととします。



市民協働まちづくり会議の様相



ワークショップ形式による検討

### ※参考

- 延岡市ホームページ : <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>  
のべおか市民活動支援サイト : <http://nobeoka.genki365.net>  
のべおか市民力市場 : 20-5000  
延岡市ボランティア協会 : 35-2949

## 延岡市“協働”五ヶ条

わたしたち市民と行政は、

- 一. それぞれの役割と責任を自覚し、市民協働のまちづくりに努めます。
- 一. お互いの自主性・主体性を尊重し、市民協働のまちづくりに努めます。
- 一. 対等・平等なパートナーとして、市民協働のまちづくりに努めます。
- 一. 情報を共有し、透明性を確保した中で、市民協働のまちづくりに努めます。
- 一. まちづくりの主役として、積極的・主体的に参加し、市民協働のまちづくりに努めます。